

1. 社会資本整備重点計画とは

- 社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画(閣議決定事項)
- 対象は、道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、水道、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地及び海岸並びにこれら事業と一体となってその効果を増大させるため実施される事務又は事業
- 第1次計画(平成15～19年度)、第2次計画(平成20～24年度)、第3次計画(平成24～28年度)、第4次計画(平成27～令和2年度)、第5次計画(令和3～7年度)
- 主な計画事項
 - ・ 計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標
 - ・ 重点目標の達成のため、計画期間において効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要
 - ・ 社会資本整備事業を重点的・効果的かつ効率的に実施するための措置 等

2. 第5次計画の策定経緯

令和元年10月21日	社会資本整備重点計画の見直しについて、社会資本整備審議会・交通政策審議会に諮問
令和3年3月31日	第5次「社会資本整備重点計画」(素案)提示
令和3年4月6日	パブリックコメント・都道府県意見聴取
令和3年5月11日	第5次「社会資本整備重点計画」(案)提示
令和3年5月25日	社会資本整備審議会・交通政策審議会から答申
令和3年5月28日	閣議決定

社会資本整備重点計画について

<社会資本整備重点計画ができるまで>

9本の事業分野別計画・・・分野ごとに計画を策定。その計画ごとに事業量を設定。

道 路	交通安全 施設	空 港	港 湾	都市公園	下 水 道	治 水	急傾斜地	海 岸
-----	------------	-----	-----	------	-------	-----	------	-----

旧長期計画に対する批判

- ・ 予算配分の硬直化を招いている。
- ・ 計画が縦割りで、相互連携が不十分。
- ・ 予算獲得のための手段に過ぎないのではないか。等

公共事業に対する批判

- ・ 事業の重点化、効率化が図られていない。
- ・ 地方自治体や国民の声を十分に聞いていない。等

一本化

<社会資本整備重点計画>

※社会資本整備重点計画法（H15年度）に基づき作成

第1次（H15年度～H19年度） 第2次（H20年度～H24年度） 第3次（H24年度～H28年度） 第4次（H27年度～R2年度） 第5次（R3年度～R7年度）

<旧長期計画における事業費と社会資本整備重点計画における主な計画事項>

旧長期計画における事業費の例

道路整備五箇年計画（H10～14年度）

総 額: 46兆2,000億円
 うち 高規格幹線道路 15兆900億円 新規供用延長 1,360km

治水事業七箇年計画（H9～15年度）

総 額: 11兆6,000億円
 うち ○ 阪神・淡路大震災等の教訓をいかした安全な社会基盤の形成 11兆1,000億円
 ○ 頻発する渇水の解消による安心できる生活の確保 2兆4,000億円

港湾整備七箇年計画（H8～14年度）

総 額: 4兆3,100億円
 うち ○ 国際海運ネットワークにおける拠点形成 1兆5,700億円
 ○ 複合一貫輸送等に対応した国内物流基盤の充実 4,500億円

社会資本整備重点計画の主な計画事項

- ・ 計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標
 （**事業費総額の記載をやめ、政策目標等を記載**）
- ・ 重点目標の達成のため、計画期間において効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要
- ・ 社会資本整備事業を効果的かつ効率的に実施するための措置

等